

防災ボランティア

始めて
みませんか？

平成7年1/17の阪神・淡路大震災をきっかけに、1/17は防災とボランティアの日、1/15～21は防災ボランティア週間と定められています。

防災ボランティアは、救護活動だけでなく、復旧・復興の取り組み、平常時の訓練、防災意識の啓発など、さまざまな活動があります。随時募集しています。

●● 災害時支援ボランティア 目黒消防署 (☎3710-0119、☎3794-4196)

区内で震度6弱以上の地震や大規模自然災害・事故などの発生時に、任意で消防署の支援活動を行う登録制のボランティアです。15歳以上(中学生を除く)で、原則として区内に在住・在勤・在学など要件を満たすかたが登録できます。

主な活動内容は、応急救護活動や消防署の支援活動です。平常時は、地域の防災訓練などで指導します。詳細は東京消防庁HP(コード①)をご覧ください。お問い合わせください。



●● 防災語学ボランティア 区文化・交流課交流推進係 (☎5722-9291、☎5722-9378)

災害時、日本語の分からない外国籍の区民などを支援するボランティアです。避難所などでの災害情報の通訳や翻訳のほか、外国語での問い合わせや相談への対応等を、無理のない範囲で行います。

現在、英語・中国語・スペイン語・インドネシア語・ドイツ語など9カ国語で、46人が登録しています。資格は不要です。詳細は区HP(コード②)をご覧ください。お問い合わせください。



防災講演会

地域で備える ～誰ひとり取り残さないために～

健康福祉計画課要配慮者支援係
(☎5722-9689、☎5722-9347)

災害時に自力での避難が困難な、高齢者や介護が必要なた、障害のあるかたなどを、災害時要配慮者といいます。配慮が必要なたを守るために知っておきたい、日頃からの地域での見守りや交流の大切さ、避難支援の方法、防災対策などを具体的にお話しします。

- 時 2/5(土) 14:00～15:45
- 場 総合庁舎本館1階E会議室
- 師 東京大学大学院情報学環特任教授 片田敏孝氏(右写真)
- 定 ①会場でのライブ中継=10人、
②会議アプリWebex(ウェビックス)によるオンライン=90人(各先着)
- 申 ①は電話、FAX(住所、氏名、電話、Eメールを記入)、②は区HP(コード③)で、1/27までに、健康福祉計画課要配慮者支援係へ



1～3月は若者の悪質商法 被害防止キャンペーン期間

消費生活センター (☎3711-1133、☎3711-5297)

消費者被害は自分には関係ない、と思っていませんか。社会経験の少ない若者をターゲットに、SNS(会員制交流サイト)を悪用したトラブルが増えています。不安に思ったときやトラブルになった場合は、一人で悩まず、すぐに消費生活センターに相談してください。

事例1 SNSの広告を見て、お試し価格で購入したら、定期購入だった



東京くらしWEB(コード④)では、若者を狙う悪質商法の事例を紹介しています。



気を付けて！若者を狙う悪質商法



4/1から、成人年齢が18歳に引き下げられます

成人になると、自分の意思でさまざまな契約ができるようになる一方、未成年者取消権(※)がなくなります。トラブルに遭わないために、契約の内容やリスクを理解し、本当に必要な契約かどうかをよく検討するなど、慎重に行うことが大切です。

※親などの同意を得ずに契約した場合に、契約を取り消すことができる権利

事例2 無料エステを受けた後、このまま継続するように勧められ高額な契約をしてしまった

事例3 友人から「スマホで稼げる副業がある」と誘われ、60万円の情報商材を契約してしまった

- ポイント**
- 商品を購入する際は、定期購入が条件となっていないか、支払う総額がいくらか、解約返品できるかなどの利用規約を確認する
 - すぐに契約しないで、家族など周囲の意見を聞くなどして、必要がない契約ははっきり断る
 - 簡単にもうかるなど、うまい話は安易に信用しない

迷わず、相談してください

- 消費生活センター(目黒2-4-36 区民センター内)
相談専用電話 ☎3711-1140
(月～金曜日<祝・休日を除く>)、9:30～16:30)
- 消費者ホットライン ☎188(イヤヤ)

多重債務は一人で抱え込まないで、相談を！

住宅ローンや奨学金の返済、クレジットカード・キャッシングなど複数の借入れが重なり、返済が困難になってしまうことを、多重債務といいます。だれもが陥る可能性のある身近な問題です。

多重債務は、弁護士などの専門家の支援を受けることで解決できます。消費生活センターでは、相談者の状況に合った解決策を説明したうえで、専門の相談機関などを紹介します。